

水素社会推進法に基づく日本版価格差支援制度のポイント①

– 英国の価格差支援制度との比較において –

環境法ニュースレター

2024年10月7日号

執筆者:

[森田 桂一](#)

ke.morita@nishimura.com

2024年5月、GXのための低炭素水素等活用の法的基盤が整備する水素社会推進法が施行された。同法は、岸田首相（当時）が導入を明言した低炭素水素等供給への価格差支援制度を導入するものであり、再生可能エネルギーにおけるFIT制度と同様に低炭素水素等の社会実装への切り札となるものである。筆者は、先行して導入されたグリーン水素供給のための英国版価格差支援制度に、現地で触れる幸運に恵まれたことから、本稿では日英の比較を通じて日本版価格差支援制度のポイントを解説する。

1. 水素社会推進法に基づく価格差支援制度とその概要

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」（令和六年法律第三十七号）（以下「水素社会推進法」という）は、いわゆるGX推進法に基づく脱炭素成長型経済構造への移行の一環として、脱炭素化が難しい分野においてGXを推進するためのエネルギー・原材料として低炭素水素等の活用を進めることを目的に制定された。同法は、低炭素水素等の需要及び供給の両面において計画認定制度を創設し、計画認定を受けた事業者に対する規制の特例措置等と共に助成金制度を設けるものである。助成金制度には、①供給事業に対する価格差支援制度と②低炭素水素等の運搬貯蔵等のための拠点整備支援制度の2つの措置があるが、本稿では、英国版価格差支援制度¹との比較を通じて、①の価格差支援制度のポイントを解説する。

なお、日英比較のポイント（結論）の概要は、以下の通りである。

| | 英国版価格差支援制度 | 日本版価格差支援制度 |
|----------------|---|---|
| 低炭素水素の基準 | グリーン水素 ² を対象。より厳格。 | グリーン水素、ブルー水素 ³ を含む。 |
| 需要者の特定 | 最低1の需要者を特定する。 | 低炭素水素等供給等事業計画を供給者と需要者が共同して作成。 |
| 基準価格（事業に必要な売値） | DEVEX、CAPEXの一部、OPEX、FuelEXにより算定。量リスク考慮。 | DEVEX、CAPEX、OPEX、FuelEXにより算定。価格為替変動、予備費措置のルール有。 |

¹ 本稿では、日本版制度立案に参照されたであろう第一ラウンドである [Hydrogen Business Model and Net Zero Hydrogen Fund: Electrolytic Allocation Round Application Guidance Document](#)（以下「HBM Guidance」という）を基準に比較を行う。

² グリーン水素とは、再生可能エネルギー電源を利用して、水を電気分解することで作成される水素をいう。

³ ブルー水素とは、化石燃料から水素を分離し、発生した二酸化炭素を大気放出前に回収することで作成される水素をいう。

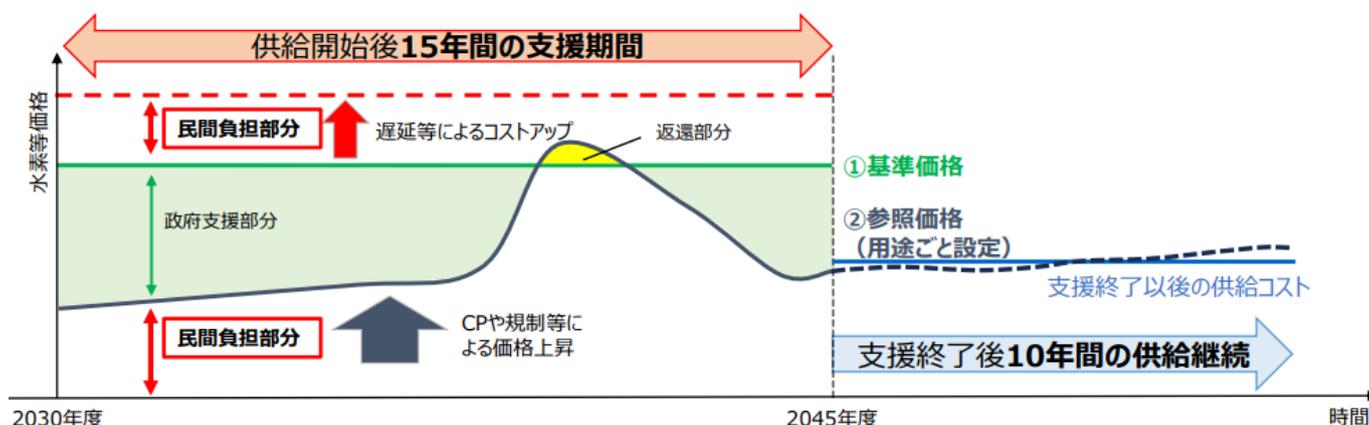
| | | |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 参照価格（補助金の 上認識される売値） | 取引価格と天然ガス価格（代替燃 料価格）のいずれか高い方。 | プロジェクトに応じた代替燃料価格に炭素価 値や他の補助金を考慮。 |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|

2. 日本版価格差支援制度の特徴

(1) 価格差支援制度の概要

水素社会推進法は、法に基づき認定を受けた低炭素水素等供給事業者に対して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という）が、認定供給等事業計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行うために必要な資金の助成をする価格差支援制度を創設した。本助成の詳細は未確定だが、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会の議論を通じ、制度の枠組みは概ね明らかになっている。

価格差支援制度は、誤解を恐れずに簡略化すると、低炭素水素等の供給量に応じて、低炭素水素等の供給事業を成立させるために必要な価格である「基準価格」と低炭素水素等により置き換えられる燃料の市場価格である「参照価格」の差額を補填する制度である。「基準価格」は、原料価格等、運営費、建設費、開発費、資金調達費等に合理的利益を加えた金額を助成期間の総供給量で割って求めるものであり⁴、固定価格又は算定式により提示することが予定されている⁵。「参照価格」は、(i)低炭素水素等により、化石燃料の置換えがなされる場面では、既存の燃料の価格にその環境的価値が等価になるように調整された金額として算定される金額であり、(ii)低炭素水素等が既に水素が利用されている用途に利用される場面では、既存の水素等の価格に個別取引の脱炭素価値を加えた金額として算定される金額となる⁶。



（資源エネルギー庁「水素社会推進法について」 P17 より抜粋）

(2) 支援対象となる低炭素水素等事業

水素社会推進法における低炭素水素等は、パリ協定に照らしてわが国における温室効果ガスの排出量が削減したものと扱われるように経済産業省令で定義がなされる予定であるが、現状、水素等の製造にあたって基

⁴ 資源エネルギー庁、[「水素社会推進法について」](#)（以下「水素社会推進法について」という）P20

⁵ 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会、[「中間とりまとめ」](#)（以下「中間とりまとめ」という）P12

⁶ [「水素社会推進法について」](#) P24

本的に温室効果ガスの排出を伴わない「グリーン水素」のみならず、水素等の製造時に排出された二酸化炭素を回収した「ブルー水素」を含むようである⁷。しかし、国際的には「ブルー水素」の利活用には、現状では二酸化炭素の排出を伴うことから批判的な声もあり「ブルー水素」による温室ガスの排出量削減が認められなくなる可能性も否定できない。このような場合、将来開始されるプロジェクトとの関係では、助成対象となる低炭素水素等の基準が変更される可能性もあるため、国際的な潮流に注意を向ける必要がある⁸。

(3) 価格差支援制度の助成のための計画認定制度

日本版価格差支援制度では、助成の前提として、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という）を作成し、主務大臣に提出し、その認定を受ける必要がある（法 7 条 1 項）。この低炭素水素等供給等事業計画には、当該事業の目標、内容及び実施期間、実施体制、必要な資金の額及びその調達方法、価格差支援制度による交付金の助成を受けようとする旨、その他主務省令で定める事項等を記載する必要がある（法 7 条 2 項）。主務大臣は、低炭素水素等供給等事業計画が法令で定める各条件に適合すると認める場合、これを認定することができる（法 7 条 5 項）。また、助成金の申請がなされている場合には、主務大臣は、認定に先立ち、財務大臣に協議しなければならない（法 7 条 6 項）。事業計画の認定と価格差支援は別の決定であり、事業計画が認定されても価格差支援の対象とされるとは限らない。

助成金の申請を行う場合には、(i)当該計画が低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成していること、(ii)低炭素水素等の供給が経済大臣が定める年度までに開始され⁹、かつ、経済産業大臣が定める期間以上¹⁰継続的に行われると見込まれるものであること、(iii)当該計画に従って供給が行われる低炭素水素等の利用を行うための新たな設備投資その他の事業活動が低炭素等利用事業者により行われると見込まれるものであることが要件とされているのが特徴的である（法 7 条 5 項 5 号）。

英国の価格差支援制度では、需要者が 1 以上特定されていればよいとされ、十分な需要者を確保する前に助成の申請を行う制度設計になっている¹¹。日本版価格差支援制度では、認定を受ける事業計画を低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者が共同して作成することが要件とされ、より確実な需要を求めている（法 7 条 5 項 5 号イ）。また、日本版価格差支援制度では、低炭素等利用事業者により新たな設備投資が行われることが見込まれていることが求められる（法 7 条 5 項 5 号ハ）。このように、日本版価格差支援制度は、供給者への助成金でありながら、同時に需要を拡大させる制度設計になっている。

事業計画を変更する場合には主務大臣の認定を受ける必要がある（法 8 条 1 項）。変更後の計画についても、当初の認定と同様の要件を満たす必要がある（法 8 条 7 項、7 条 5 項から 10 項）。また、合理的な理由により価格低減が見込まれる場合、価格低減に向けた計画変更が促される場合がある¹²。事業計画は、価格差支援制度による助成を受けるための基礎となっており、これに従って事業を実施していないと認められ

⁷ [「水素社会推進法について」](#) P7

⁸ 低炭素水素等の基準が厳格化された場合でも価格差支援制度との関係で遡及適用は行わないと思われる。[「中間とりまとめ」](#) P6

⁹ 2030 年度が予定されている。[「中間とりまとめ」](#) P17

¹⁰ 供給開始から 15 年の助成がなされ、さらにその後 10 年間の供給の継続を求めることが予定されている。[「中間とりまとめ」](#) P17

¹¹ HBM Guidance P21

¹² [「中間とりまとめ」](#) P13

る場合、主務大臣によって認定が取り消され、助成金も中止されてしまうことになる（法 8 条 4 項）。

(4) 事業費用の増額の基準価格への影響

日本版価格差支援制度では、2（1）で述べた通り、低炭素水素等の供給事業を成立させるために必要な価格である「基準価格」と低炭素水素等により代替される燃料の市場価格である「参照価格」の差額を補填する制度である。「基準価格」の設定にあたり、一定の理由により生じた事業費の増額については、助成金の増額要因として考慮されることになっている。具体的には、電気や天然ガス価格などの原料価格等については実際の価格が反映されるほか、費用や保険費用については CPI に基づく調整を行うことが想定され、為替変動も考慮可能とされている。他方、工期遅延等に起因するコストオーバーラン等は、10%の予備費の限度で認めるものとされ、それ以上の変動は、供給事業者側のリスクとされている¹³。

(5) 参照価格と実際の取引価格の関係性

2(1)で述べた通り、「参照価格」とは、理論上低炭素水素等の市場取引価格として成立するであろう価格である。このように、日本版価格差支援制度では、実際の取引価格とは関係なく助成金額が定められる。一方、英国の価格差支援制度では、実際の水素の取引価格と天然ガス価格のいずれか高い方が参照価格とされていた¹⁴。それゆえ、日本版価格差支援制度を利用した事業では、英国と異なり、取引価格と参照価格の間にギャップが生じることになる。

(6) ボリュームリスクの帰属

最後に、日本版価格差支援制度では、水素等の販売量が「基準価格」の算定に際して想定していた販売量を下回った場合には、十分な金額の助成金を受け取ることができなくなる可能性があるため注意が必要である。この点、英国の価格差支援制度においては、予定数量の販売ができなかった場合には「基準価格」を増額してボリュームリスクを軽減する制度となっている¹⁵。それゆえ、日本版価格差支援制度を利用した事業では、ボリュームリスクの管理がより重要であるといえよう。

3. 今後の動き

水素社会推進法が公布された 2024 年 5 月当時、夏までに政省令の整備を完了したうえで、年内に 1 件の認定を行うことが目標とされていた。もっとも、政省令に関するパブリックコメントは、2024 年 8 月から 9 月上旬にかけて行われており、2024 年 9 月 30 日現在、政省令の整備は完了していない。水素社会推進法に基づく価格差支援制度は、低炭素水素等の供給拡大に向けて重要な役割を果たす画期的な制度であり、これを利用した低炭素水素等の供給事業の開発は急務である。次号においては、日本版価格差支援制度を利用する場合における事業上の注意点について、より詳細な解説を行うことを予定している。

¹³ [「水素社会推進法について」 P20](#)

¹⁴ Norton Rose Fulbright, [The UK's Low Carbon Hydrogen Agreement: How the revenue support works and key risks](#) (2023)

¹⁵ HBM Guidance P14

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com